

TPP交渉参加に対する意見書

環太平洋経済連携協定（TPP）については、本県の基幹産業である農業をはじめとする各分野について、住民からの不安が強い内容であり、また、十分な情報提供のもとでの国民的議論も行われていないことなどから、熊本県議会としても、これまで交渉参加に対して強い懸念を示してきたところである。

そのような中、3月15日、安倍内閣総理大臣は、このTPPへの交渉参加を表明された。さきの日米首脳会談において「聖域なき関税撤廃が前提とされるものではないこと」が確認されたことを契機として、政府の責任において判断された結果であるが、国民の間には依然として不安の声が大きい。

本県は、稲作、畜産、酪農、畑作、施設園芸、果樹など多様な農業が相互に関連しながら共存しており、関税撤廃の影響は、関連産業への波及も含め県民経済に対して甚大な影響を及ぼすものである。これまでの国際交渉の中で重要品目として位置づけられてきた米、麦、牛肉、乳製品などが「聖域」として確保されるのかは、現時点で明らかになったわけではない。

また、農林水産品への関税のみならず、ほかにも懸案とされている「守るべき国益」が多く存在している。これらをどのように守り抜くのかも、いまだ国民には示されていない。

確かに、アジア太平洋地域の成長を取り込むことや、米国との一層の経済的連携を深めることなどの重要性は理解し、安倍内閣総理大臣もそのような重要性等を踏まえ、国家百年の計に基づく大きな決断をされたものと考えるが、国民の間にさまざまな不安の声が存在するのも厳然たる事実である。

よって、国におかれては、今後の政府間交渉に当たっては、地方経済社会に与える影響に鑑み、このような地方の声を十分に踏まえ、国民に対する情報提供と説明責任を果たすとともに、下記の国益をどう守り、農業、農村の将来をどう描くのかなどを明確に示した上で、協定加入の是非について判断されるよう、強く要望する。

なお、交渉の過程においては、特に、農林水産分野の重要5品目等や国民皆保険制度などの「聖域」（死活的利益）の確保を最優先し、それが確保できないと判断された場合は、脱退も辞さないものとするこも、併せて強く要望する。

記

1 農林水産品における関税

米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の農林水産物の重要品目が、引き続き再生産可能となるよう、除外または再協議の対象とすること。

2 自動車等の安全基準、環境基準、数値目標等

自動車における排ガス規制、安全基準認証、税制、軽自動車優遇等の我が国固有の安全基準、環境基準等を損なわないこと。自由貿易の理念に反する工業製品の数値目標は受け入れないこと。

3 国民皆保険、公的薬価制度

公的な医療給付範囲を維持すること。医療機関経営への営利企業参入、混合診療の全面解禁を許さないこと。公的薬価算定の仕組みを改悪しないこと。

4 食の安全安心の基準

残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、輸入原材料の原産地表示、BSE基準等において、食の安全安心が損なわれないこと。

5 ISD条項

国の主権や地方自治の根幹を損なうようなISD条項は合意しないこと。

6 政府調達・金融サービス業

政府調達及びかんぽ、郵貯、共済等の金融サービス等のあり方については、我が国の特性を踏まえること。

7 その他、医薬品の特許権や著作権の保護強化、医師・看護師等の資格制度、漁業補助金のあり方、新聞・雑誌・書籍の再販制度、公営企業等と民間企業との競争条件などについては、我が国の特性を踏まえて慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

熊本県議会議長 馬場成志

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	平田健二様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	新藤義孝様
外務大臣	岸田文雄様
財務大臣	麻生太郎様
文部科学大臣	下村博文様
厚生労働大臣	田村憲久様
農林水産大臣	林芳正様
経済産業大臣	茂木敏充様
国土交通大臣	太田昭宏様
環境大臣	石原伸晃様
内閣官房長官	菅義偉様
内閣府特命担当大臣 (TPP担当)	甘利明様